

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部改正に伴う結果の公示について

1 規則等の題名

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年長崎県公安委員会規則第9号）

2 意見公募手続を実施しなかった理由

警察庁において、今回の規則改正と実質的に同一内容である国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和7年国家公安委員会規則第16号）の改正時に意見公募手続を実施していることから、行政手続法第39条第4項第5号に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。

3 公布日

令和7年12月5日